経済強靭性の実現に関する
第２９回日 ASEAN 首脳会議共同声明

我々、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国及び日本は、2026 年 11 月 17 日、第 29 回日本 ASEAN 首脳会議に際し、フィリピン・マニラに参集し、

2023 年の日本 ASEAN 友好協力 50 周年特別首脳会議において採択された日 ASEAN 友好協力に関する共同ビジョン・ステートメントを想起し、「ASEAN 2045:我々が共有する未来」に対する日本の全面的な支持を歓迎し、

地域の平和、安定及び繁栄の重要性並びに開かれた、包摂的で、透明性のある、強靭かつルールに基づく地域的枠組みの重要性を強調し、国連憲章及び 1982 年の国連海洋法条約（UNCLOS）を含む国際法の遵守、ASEAN 憲章、東南アジア友好協力条約（TAC）及び 2011 年の互恵関係に向けた原則に関する東アジア首脳会議（EAS）宣言（バリ原則）にうたわれている価値及び規範、並びにインド太平洋に関する ASEAN アウトルック（AOIP）と日本の「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）が共有している本質的な原則へのコミットメントを再確認し、

急速な技術革新、増大する安全保障上の課題、地政学的不安定性及び気候変動を含む新たな展開、並びに、複雑さを増す国際環境における強靭性の必要性の高まりに対応する重要性を認識し、

これらの新たな展開を踏まえ、各国の自律性及び強靭性を強化するための、進化した「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）のビジョンを通じた日本の取組を歓迎し、AOIP と進化した FOIP の双方が、国際法及び法の支配に基づく国際秩序を遵守する、開かれた、透明性のある、強靭で、包摂的かつルールに基づく地域的枠組みの推進において関連する本質的な原則を共有し、強力な相乗効果を生み出すことを再確認し、分断や対立ではなく協力を推進するための FOIP を通じた日本の取組を歓迎し、そして、これら全ての取組が、地域の平和、安定、自由及び繁栄の維持につながることを認識し、

AOIP と進化した FOIP が共有する本質的な原則、ASEAN の中心性と一体性の更なる強化及び「ASEAN 2045:我々が共有する未来」の実現に資する AOIP の具体的なプロジェクトと活動の実施を推進するため、インド太平洋に関する ASEAN アウトルック（AOIP）協力についての第 23 回日 ASEAN 首脳会議共同声明及びインド太平洋に関する ASEAN アウトルック（AOIP）の更なる推進と実行に関する第 28 回日 ASEAN 首脳会議共同声明を想起し、

信頼のパートナーとして以下を宣言する。

1. 有意義で実質的かつ互恵的な日 ASEAN 包括的戦略的パートナーシップをさらに強化し、「ASEAN 2045:我々が共有する未来」の実現を支える経済強靱性を向上するための協力を強化する。

Ⅰ 経済強靱性：エネルギー、食料及びサプライチェーン安全保障

2. 平和、安定、海洋安全及び海洋安全保障を維持すること、並びに国際法、特に国連海洋法条約（UNCLOS）並びに国際民間航空機関（ICAO）と国際海事機関（IMO）の関連する標準及び勧告方式に沿った航行及び上空飛行の自由を堅持することの重要性を再確認する。これに関し、我々は、海上人命安全条約（SOLAS 条約）に従って船員及び船舶の安全を確保し、エネルギー及びその他の必需品についての、適切に機能する安定的で透明性のある市場及びルールに基づいた貿易を維持しつつ、ホルムズ海峡における、UNCLOS に沿った船舶及び航空機の安全で妨げられない継続的な通過通航の回復を求める。

3. 地域のエネルギー安全保障協力及び ASEAN パワーグリッド（APG）の早期実現を支援し、再生可能エネルギーの統合に向けた技術協力の促進、国境を越える電力連系及び送電インフラへの官民投資の動員、並びに多国間協力 ASEAN－日本エネルギー効率パートナーシップ（AJEEP）を通じたものを含め、エネルギー効率に関する協力を強化し、パワー・アジア等の関連するイニシアティブを通じ、ASEAN エネルギー協力行動計画（APAEC）（2026-2030）及び ASEAN 連結性戦略計画（ACSP）（2026-2035）に沿って、適切に、エネルギー安全保障及びサプライチェーン強靱性を強化し、自主的かつ商業的ベースでの ASEAN 石油安全保障枠組協定に沿った、石油安全保障を含むその他の関連するエネルギー分野における協力を支援し、適切な場合には、国際エネルギー機関（IEA）及び東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）等の関連機関を活用しつつ自主的な燃料備蓄制度の強化に関する交流を促進し、関係当局のそれぞれの任務及び能力の範囲で生産国と消費国との間でエネルギーに関して連携することの重要性を認識する。

4. APAEC（2026-2030）の実施を支持し、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）の下での協力等を通じて、気候変動への対応、経済成長の促進、エネルギー安全保障、強靱性及び持続可能性の強化を推進する。そのため、LNG、地熱、水素・アンモニア技術、原子力の安全及び核セキュリティ、持続可能なエネルギー利用等に関する経験・知見を共有し、地域及び各 ASEAN 加盟国の多様な事情を踏まえつつ、クリーン、低炭素及び再生可能エネルギー、利用を選択する国における SMR を含む民生用原子力、バイオ燃料、LNG 等の幅広いエネルギーオプションの活用を促進する。

5. 地政学的リスク、気候変動及び環境悪化に対応するため、食料安全保障及び持続可能、強靱か

つ再生型の農業システムを強化する。これには、衛星データ利用、AI による作物モニタリング、食料安全保障と強靱性を強化するその他のスマート農業技術といったデジタル・イノベーション及びグリーン・イノベーションだけでなく、間断かんがい技術（AWD）などのグリーン・トランスフォーメーション（GX）技術の促進を含む。また、日 ASEAN みどり協力プラン（AJMCP）の更新された個別プロジェクト及びその他の関連するイニシアティブの効果的な実施を促進する。

6. 強靱なサプライチェーンに影響を及ぼし、過剰生産能力を生じさせる市場歪曲的な慣行や、経済的脆弱性及び依存関係を悪用しようとする経済的威圧に対する懸念に留意しつつ、重要鉱物等の重要物資のグローバルなサプライチェーン強靱性を強化するため、透明性があり、多角化された、安全で、持続可能で、安心で信頼できるサプライチェーンを促進し、持続可能かつ強靱な経済成長に不可欠な、世界貿易機関（WTO）を中核とする、開かれた、包摂的で、公正で、無差別で、ルールに基づく多角的貿易体制への我々の共通のコミットメントを改めて表明する。

7. 以下の協力を前進させる。
   (a) 電気電子廃棄物（E-waste）、使用済自動車（ELV）及び重要鉱物に関する日 ASEAN 資源循環パートナーシップ（ARCPEEC）、並びに世界銀行（RISE パートナーシップ及び RISE＋（プラス））及びアジア開発銀行の重要鉱物から製造業への移行に向けた重要鉱物―製造業資金パートナーシップ・ファシリティ（CMM-FPF）を含む国際開発金融機関（MDBs）の関連するイニシアティブを通じ、並びに ASEAN 鉱物協力行動計画 IV（2026-2030）及び重要鉱物に関する ASEAN 首脳宣言の実施を支援しつつ、強靱で持続可能な重要鉱物のサプライチェーンを構築すること、
   (b) ASEAN 連結性戦略計画（ACSP）、日 ASEAN 交通連携（AJTP）、経済安全保障関連の政府開発援助（ODA）及び経済安保海外事業促進制度（OESA）の効果的な実施を通じたものを含め、質の高いインフラ・プロジェクトの推進により連結性を強化するための ASEAN の取組を支援すること、
   (c) 地域の金融の安定及び持続可能な成長を支えるため、チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）及び ASEAN+3 マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）を通じたものを含め、金融セーフティネットを強化し、資本市場を深化させ、並びに災害リスクファイナンス及びクロスボーダー・デジタル決済を前進させるための地域金融協力を促進すること、
   (d) 2027 年に開始予定の日本の新たなイニシアティブである「日 ASEAN 経済安全保障リーダーシッププログラム」やシンクタンク間の協力等を通じ、経済安全保障及びサプライチェーン強靱化の分野における地域の能力強化並びに情報及びグッドプラクティスの共有を促進すること、
   (e) ASEAN 及び日本の技術者専門団体間の共同研究、技術的能力構築及び知識移転を促進することにより、技術基準、エンジニアリングの品質保証及び強靱なインフラ開発に関する協力を促進すること。

8. サプライチェーンの強靱性及び連結性、重要鉱物及びエネルギーの安定供給の促進並びにデジタル経済及びグリーン経済といったアップグレードの要素となり得るものを検討するための共同研究（JFS）の立ち上げを含む、日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定をアップグレードするための見直しプロセスの開始を歓迎する。

9. 包摂的経済成長と力強いサプライチェーン強靱性を確保するための、ASEAN 物品貿易協定（ATIGA）や ASEAN サービス貿易協定（ATISA）といった地域貿易枠組みを補完する日本の技術支援を歓迎する。

10. 技術教育・職業訓練（TVET）、工学、半導体及び先端製造分野の人材、デジタル・AI スキル、日本語教育、学生、研究者及び教員の交流、国費外国人留学生制度、日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業、大学の世界展開力強化事業、アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net）、さくらサイエンスプログラム、JICA 課題別研修を含む協力、並びに、ASEAN 事務局における ASEAN ジュニア・フェローシップ・プログラムを通じ、経済強靱性の基盤として、未来に対応できる人材の共創に努める。

11. 地域の経済強靱性の向上を視野に、「ASEAN 2045：我々が共有する未来」の実現を通じて、ASEAN の統合及び共同体構築に向けた取組を推進する。これには、ASEAN 統合イニシアティブ（IAI）作業計画 V（2026-2030）の実施、経済回廊及び経済特区の開発、日・メコン協力、日・東 ASEAN 成長地域（BIMP-EAGA）及び日・エーヤーワディ・チャオプラヤ・メコン経済協力戦略会議（ACMECS）協力を含むサブリージョナル協力の強化、並びに、サブリージョナルな成長と ASEAN の包括的な発展の整合により、ASEAN 域内の開発格差を是正するための継続的な協力を含む。

Ⅱ. デジタル・トランスフォーメーション、AI、イノベーション

12. （a）関連する ASEAN の既存の AI ガバナンスの枠組み及びイニシアティブに沿い、かつ広島 AI プロセスの精神に則り、関連するリスクを軽減しつつイノベーションを促進し機会を活用しながら、また、日 ASEAN・AI 共創イニシアティブの下、安全、安心で、説明責任を有し人間中心で信頼できる AI エコシステムを共創するとの我々の共通のコミットメントを表明する。
（b）地域の AI エコシステムにおける各国の能力及びの強靱性を高めるため、協力の更なる拡充及び加速化並びに能力構築の強化を支持する。これには、文化的アイデンティティを保護する母国語 AI や産業別の基盤モデルの促進、AI 分野におけるオープンなリソースに関する知見及び経験の共有、並びに AI 協力の恩恵が ASEAN 加盟国全体に公平かつ包摂的に行き

渡るよう各国特有のニーズに合わせた AI ソリューションを共創することによるものを含む。

（c）さらに、各国の規制枠組み及び開発上の優先事項を尊重しつつ、イノベーション・エコシステムの醸成及びガバメント AI 協力の前進を視野に、ASEAN 加盟国と日本の関係機関間の協力を通じて高度 AI 人材の育成に努める。

13.（a）日本による、AI 安全性・セキュリティに関する日 ASEAN パートナーシップ の立ち上げを歓迎する。このパートナーシップは、自主的かつ非拘束的なものであり、ベストプラクティス及び情報の共有並びに能力構築に重点を置き、AI ガバナンスに関する ASEAN 作業部会及び ASEAN AI 安全性ネットワークと連携し、AI の安全性、セキュリティ、ガバナンス及び保証に関する協力を深化させる。

（b）メディア情報リテラシーを促進しつつ、フロンティア AI モデルにより増幅されるサイバーセキュリティ・リスク並びに AI を利用した誤情報、偽情報及びディープフェイクを含む、AI がもたらす機会及びリスクに対処する。

（c）ASEAN AI ガバナンスと倫理に関するガイド及び ASEAN 生成 AI の AI ガバナンスと倫理に関する拡張ガイドと整合的な、責任ある、包摂的で、能力構築を志向した AI ガバナンスに関する更なる協議を促進する。

（d）日本が主催する将来の AI サミットを視野に、AI 協力の強化に共に取り組む。

14. 日 ASEAN 相互協力によるスマートシティ支援策（Smart JAMP）及び ASEAN スマートシティネットワーク（ASCN）の下で、安全で信頼できる強靭な都市システムを確保しつつ、廃棄物管理を含むスマートシティのための AI・デジタル技術の活用を通じた都市課題に対処するための協力を強化する。

15. 信頼できるデジタルインフラシステムがグローバルなデジタル経済の基盤であり、安全で信頼でき強靭な地域の連結性にとって不可欠であることを認識しつつ、ASEAN デジタル・マスタープラン 2030（ADM2030）及び ASEAN 連結性戦略計画（ACSP）に沿って、関連する日 ASEAN 協力イニシアティブ及び日本の「FOIP デジタル回廊構想」の支援を得て、並びにサイバー上及び物理的な脅威に対するデジタルインフラのセキュリティ、保護及び強靭性を強化することにより、技術中立性を確保しベンダーロックインを回避しつつ、データセンター、海底ケーブル、オープン RAN、Beyond 5G／6G、衛星通信、オール光ネットワーク（APN）並びに技術中立的な規制アプローチ及び相互運用性を含むが、これらに限定されない、デジタルインフラ開発に関する協力にコミットする。

16. 補完的なデジタル・サプライチェーンを促進しつつ、サイバーセキュリティ、個人データ保護及びプライバシーのための適切なセーフガードを伴うデータ・ガバナンスの観点から、適用可能な国内法及び規則、並びに、関連する国際法枠組みを遵守する形で、安全でシームレスかつ信頼できる国境を越えるデ

ータ流通を促進し、このことを目標として国境を越えるデータ流通に関する能力構築を支援し、もって ADM2030 並びにデータ・ガバナンス及び信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）等のASEANにとって関心のある他の分野の前進に貢献し、ASEANデジタル経済枠組み協定（DEFA）の実施を支援する。

17. 「日・ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS）」、さくらサイエンスプログラム及び日本学術振興会（JSPS）の外国人研究者招へい事業を通じた活発なイノベーション・コミュニティの発展、国際共同研究の促進、能力構築の強化、並びに強固な研究者ネットワークの構築により、AI、量子技術、次世代通信技術等の重要・新興技術における研究、イノベーション及び協働を推進する。

18. 我々の大臣及び政府高官に対し、本共同声明の実施のための具体的な措置を講じ、関連する既存のメカニズムを通じて日 ASEAN 首脳会議にその実施状況を報告するよう指示する。

2026 年 11 月 17 日、フィリピン・マニラで採択された。